

別紙 1

丸亀市こども家庭相談システム
構築・運用保守業務仕様書

令和 6 年 6 月

丸亀市 子育て支援課・健康課

1. 業務

(1) 業務名

丸亀市こども家庭相談システム構築・運用保守業務

(2) 業務期間

| | |
|-----------|------------------------|
| ア 導入期間 | 契約締結日から令和6年12月27日まで |
| ・納品期限 | 令和6年12月27日 |
| ・機能要件確認期間 | 令和6年12月16日から12月27日まで |
| イ 運用期間 | 令和7年1月4日から令和11年3月31日まで |

2. 背景及び目的

児童福祉法改正に伴い、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持した上で、一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が努力義務とされたため、これらの業務を一元的に管理できるシステム整備が必要である。

本業務は、特定妊婦を含む妊産婦や要保護児童・要支援児童を含むすべての児童に関わる支援関係者による伴走的支援を総合的にサポートするシステムを導入し、事務効率向上及び職員の事務軽減を図れることを目的とする。

3. 導入システムの基本要件及び要求仕様

(1) 導入システム基本要件

- ア. パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること。ただし、カスタマイズが必要となる場合は、最小限にとどめること。また、安定的な稼動を行うため、安定性、信頼性、拡張性に優れたソフトウェアであること。
- イ. 操作において、特別な知識を持たない職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や入力操作の共通性に優れ、検索機能の充実した WEB システムであること。利用するブラウザは Microsoft Edge とする。
- ウ. データの一元管理を基本とし、LAN 環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。
- エ. 本市が提供する仮想環境（以下、VM という。）上で構築し、既存クライアント端末（ノートパソコン）及び既存ネットワークプリンタを利用する。
当初はクライアント台数31台で開始するが、システムを利用する職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく職員によって簡単に増設できること。

(2) 導入システム機能要件

機能要件とは、業務を行う上で効率的な業務を行うために必要と考えている機能のことであり、実装していることが望ましいものである。ただし、本仕様書、システム機能要件一覧表（別紙2）に文章で表現している関係上、要求する機能の内容が正しく伝わらな

いものもあると推測する。事業者は機能確認の打合せを十分に行い、必要とする機能要件の内容を正しく把握し、齟齬がある場合は双方で協議し最善の解決策を提示し実現すること。

ア. 別紙2「丸亀市こども家庭相談システム機能要件一覧表」を参照すること。

なお、仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。

イ. 文字コード、フォント及び外字表記については、本システムの画面上及び出力される帳票等において正しく表記されることとし、拡張文字が表記されない場合は常用漢字に変換する。外字フォントは市が提供する。

(3) データ移行

ア. データ移行について、現在 Excel、Word 形式で管理されているデータは、原則可能な限り本システムに移行すること。

イ. 移行用データの出力仕様、出力費用等は本調達に含めるものとする。

(4) データ連携

ア. 国の要保護児童などに関する情報共有システムと連携するための機能を有すること。

イ. 定期的に、市の住民基本情報システムから抽出したCSVデータを取り込み、情報更新ができる仕組みを有すること。また、今後予定される地方自治体における情報システム標準化対応に際して、レイアウト及び文字コード等の変更があった場合は市と対応方針、費用等について協議し対応すること。

(5) システムの拡張性

ア. 令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要がある観点から、丸亀市こども家庭センターによる相談支援として、個々の支援対象者を支援する際に支援計画（サポートプラン）を、児童福祉及び母子保健ともに策定する機能を有すること。その際の構築費用については、保守契約の範囲内で実施すること。

イ. 将来、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築における総合相談（重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業・多機関協働事業等）などのシステムとの連携を想定できる機能を有すること。

(6) 安全対策

- ア. ユーザーを ID およびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。
- イ. 職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ウ. 安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においてもクライアントパソコンごとに過去のデータ入力やデータ閲覧などの操作履歴（ログ）が確認できる仕組みを有すること。
- エ. パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

(7) 障害対策

- システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時には障害発生前のデータに修復できる対策を講じること。

(8) 運用保守及び保守内容

- ア. システムの運用やトラブル発生時の対応について、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- イ. 導入するパッケージシステム、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、システム、本事業の制度等に精通した者であること。
- ウ. 年4回以上（3か月に1回以上）、システム稼働状況及びデータバックアップ状況等の確認を実施すること。その際、作業報告書を提出すること。
- エ. 事業者は、システムが円滑に運用できるよう、市に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、保守の範囲内で実施すること。
- オ. システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。
- カ. 市よりデータの抽出を求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を回数制限なく行い、依頼された日より1週間以内に提供すること。その際の費用については、保守の範囲内で実施すること。
- キ. 法改正等により、帳票等入出力内容に変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。
- ク. 電話による QA サポート体制が整っていること。
- ケ. 導入システムは、運用期間（令和7年1月4日から令和11年3月31日まで）利用可能であり、同期間における保守が行えること。

(9) 納品

ア. 業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R など電子媒体 1 枚にまとめて保存の上、納品すること。

① 業務完了届書（1 部）

② 操作マニュアル（必要部数：電子媒体）

イ. 納品場所は丸亀市役所内とする。

(10) 納品物検査

本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能および性能を実装している必要があるため、納品物検査を市立ち会いのもと、本稼働前に実施する。

(11) その他注意事項

ア. 本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。

イ. 打合せ協議など、市の立ち会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、市が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。

ウ. 本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、市に帰属するものとする。

エ. 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら市の責めに帰す場合を除き、事業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、市は係る紛争等の事実を知ったときは、事業者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を事業者へ委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

オ. 本業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

カ. 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、市とその都度協議するものとする。

キ. 本仕様書に記載のないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものはすべて含めること。

4. 調達物品

ア. 調達物品は以下のとおり

| 項番 | 物品名 | 数量 | 仕様等 |
|----|-------------------------------------|----|-------|
| 1 | WindowsServer2019 又は 2022 | 1 | イ参照 |
| 2 | WindowsServer CAL (Device) 50 ライセンス | 1 | |
| 3 | こども家庭相談システム | 1 | 別紙2参照 |
| 4 | システム構築関連作業一式 | 1 | |
| 5 | 操作研修 | 1 | |
| 6 | システム稼働に必要なその他物品等 | 1 | |

イ. 機器及びソフトウェア等の仕様条件は以下のとおり

①サーバ（仮想化基盤）

本市が提供する VM 上に構築すること。VM は、Nutanix 製ハイパーコンバージドインフラ（以下、HCI という。）により構築したもので下表 1 から 6 までの設定が完了したものを提供する。不足する場合は、負荷テスト結果などの具体的な根拠を付した上で、必要リソースを示すこと。

またシステム稼働に必要な OS、ミドルウェア等は受託者で用意すること（本市がライセンスを保有しているもので利用可能なものは除く。※Windows CAL は受託者で調達すること。）

| No | 項目 | 仕様 |
|----|-------------------|--|
| 1 | OS | Windows Server2019 又は 2022 |
| 2 | CPU (仮想割当て分) | Xeon Silver4114 (2.20GHz) 上限 8 コアまで ※コア数は仮想上の割り当て数であり物理コアではない |
| 3 | メモリ (仮想割当て分) | 上限 32GB まで |
| 4 | ストレージ (仮想割当て分) | 上限 4TB まで |
| 5 | バックアップ | HCI 内スナップショット、サブ機バックアップ |
| 6 | セキュリティ対策 | TrendMicro ApexOne |

②クライアント端末

本市で配備しているクライアント端末（ノートパソコン）で利用できること。なお、本業務システムで下記仕様以外に必要なソフトウェアについては、受託者で用意すること。

| No | 項目 | 構成 |
|----|--------|--------------------------------------|
| 1 | OS | Windows10 Enterprise 2016LTSB（64ビット） |
| 2 | CPU | Intel(R)Core(TM)i3-8145U CPU@2.10GHz |
| 3 | メモリ | 8GB |
| 4 | ブラウザ | Microsoft Edge |
| 5 | Office | Microsoft Office Standard 2016 |

※クライアント端末については、リース期間満了となったものから順次入れ替え予定である（今後の入れ替えに際しては、Windows11 及び M365Apps を調達予定）。

③こども家庭相談システム

別紙2 丸亀市こども家庭相談システム機能要件一覧表を参照すること。

④ミドルウェア及びライセンス等

システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等（5年間分）

⑥操作研修

契約期間中(随時対応)の操作研修費用を見積もること。